

# 発注者の都合で、商品の受領を拒否したり 返品したりしていませんか？



## 法令違反となる可能性があります！

発注者が、正当な理由なく、受領を拒否したり、返品したりすること等により、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

### 〈要注意!〉チェックポイント

- 受け入れ態勢が整わないことを理由に、納期どおり持ち込まれた商品を持ち帰らせたり、納期より遅く納品するよう指示していませんか。
- 他の事業者には販売できないプライベートブランド商品を返品していませんか。
- 月末や期末の在庫調整のため、一旦納品をとめさせたり、返品したりしていませんか。
- 単に発注者の取引先から返品されたことを理由に返品していませんか。



### こんな取引を目指しませんか？

- 製品の納入日について、発注者と受注者が日程について十分な協議を行い、確実に受領できる日を書面で定め、発注者は製品を受領できる態勢を確保する。
- 発注者側の都合で納品指定日に商品を受領することができない場合でも、受領したものとして扱い、指示する納品日までの保管費用等の経費を発注者側が負担する。

# 受注者に従業員を派遣させたり、自社商品を 購入させたりしていませんか？



## 法令違反となる可能性があります！

発注者が、受注者に、従業員を派遣させたり、受注者との取引に係る商品以外の商品や役務を購入させたりすること等により、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

### 〈要注意!〉チェックポイント

- 派遣費用を負担することなく、受注者の従業員を派遣させ、発注者の利益にしかならない業務を行わせていませんか。
- 取引への影響（取引停止、数量減）を及ぼしうる者が、受注者との取引と関係ない商品を購入、利用を要請していませんか。



### こんな取引を目指しませんか？

- 受注者に従業員の派遣を要請する必要がある場合には、派遣の条件についてあらかじめ合意するとともに、派遣に必要な費用を負担する。
- 受注者の専門的な知識・技術を必要としないような作業に従事させようとする場合には、発注者がアルバイト等を雇うことで対応する。
- 受注者に委託した業務が適切に行われる合理的な必要性が認められるもの以外、外注担当者等を通じての購入・利用の要請は控える。
- 発注者から目標を定めるなど下請事業者に購入・利用を余儀なくさせるような要請はしない。